

令和7年3月定例会一般質問

通告3

質問 地域活性化起業人派遣事業に対応する町民側の組織構築を

答弁 商工会とふるさと開拓ラボの協力体制を構築し対応を進めてまいります

15番 まつむら 松村 やすひろ 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村康弘でございます。このたび2点の質問を準備いたしました。1点目でございます。

地域活性化起業人派遣事業に対応する町民側の組織構築について提案をさせていただきます。

昨年12月定例会の補正で、全額交付税措置される地域活性化起業人派遣事業を採択いたしました。補足説明資料における本年度の取組として、地域の事業者や商工会関係団体とのヒアリングによる地域課題やニーズの調査分析を実施し、地域課題の解決を目的とした地域おこし企業の設立に向けた運営計画を策定とありましたが、その調査の進捗状況はいかがなっておりますでしょうか。

私はこの事業を軌道に乗せ、交付税措置の期限が切れる未来以降も実のある成果を上げるためには、従来の既存の組織を対象とした聞き取りだけではなく、実際に我が町で創業して何とか経営を続けている、そういう苦しい思いの中で実績を上げている経営者たちに傾斜した人選をしなくてはならないのではないかと考えるものであります。

昨年11月をもって閉店せざるを得なくなった、私の所属する町内会の目抜き通りにレストランを開いた若者にお話を聞く機会がございました。

昨年8月、これは聞いたときの話でございますので、一昨年8月に東13条に、これはと思える佇まいの空き店舗を見つけ開業したのだが、その際に中標津町の空き家空き店舗活用事業補助金を申請して、それを受領しました。

他の町から移住してきて、例えば通りで催される神社のお神輿巡行では、どのような商いが可能か。やってみて初めて分かるのです。夏まつりの会場にテントを張って中標津産のそばバーガーを試食してもらったり、町民の食に対する感性とそれに合わせる企業努力をするのですが、それらが定着するには1年間はあまりに短く、家賃や暖房費のことと手



持ちの資金等を勘案して、この11月で閉店し実家に戻って再起を図ることとしたとお話を伺いました。中標津では珍しい乳製品や野菜やそばのパンなどを作っていたユニークのお店で、閉店が表明されると毎夜お客さんが詰めかけていました。

せめて3年、このような新規創業を支える仕組みが作れないものかと思うのですが、そのためにはこのような経験を有する創業者のチームを町内で選抜して組織し、企業人として中標津に赴任して来られる人材との深い交流を目指すべきではないかと考えますが、町長はいかがお考えになられますでしょうか。1点目でございます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の地域活性化起業人派遣事業に対応する町民側の組織構築をについて御答弁申し上げます。

地域活性化起業人は、官民連携による地域の課題解決について協議を重ねてきました株式会社ネオキャリアとの取組の一つとして、社員を本年2月1日より派遣をいただいております。その後、2月6日に締結しました、株式会社ネオキャリアと株式会社ネオキャリアが地域の課題解決を目的として設立しました株式会社ふるさと開拓ラボと、本町との新たな地域活力の創出に向けた包括連携協定のもとで実施する連携事項の推進に向けて活動しております。

現在、ふるさと開拓ラボで取り組む地域産業の活性化に向けた販路開拓、拡大への支援や、人手不足対策などの具体的な地域支援事業の構築に向けて、民間企業で培った地域活性化起業人のネットワークを生かし、中標津町商工会をはじめとした主要な団体、町内事業者からのヒアリングを実施しているところであります。

新規創業者の意見やニーズは、本町の地域活性化においても重要なものと認識しておりまして、議員御指摘のとおり、地域経済の新しい活力となる新規創業者を含む地域事業者で組織される中標津町商工会とふるさと開拓ラボとの協力体制を構築していく中で、広く事業者のニーズを収集し対応を進めてまいります。

議員の御質問にあります新規創業者が残念ながら廃業せざるを得ない要因にありましては、多種多様でありまして、全てに対応することは難しいものと考えますが、地域活性化起業人の活動範囲として、株式会社ふるさと開拓ラボとともに取り組む地域事業者の販路開拓、拡大への支援や人手不足対策などは新規創業者へのサポートの一つになるものと考えております。

今後、包括連携協定のもとで実施する地域産業活性化に向けた事業として、これらの取組を段階的に進めていく予定でございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

げます。

質問 入湯税に対応する歳出のありようの検討を

答弁 観光振興の枠組みの中で検討してまいります

15番 まつむら 松村 やすひろ 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村でございます。2点目の質問でございます。

入湯税に対応する歳出のありようの検討をについて質問いたします。

昨年の決算審査で令和5年度の入湯税が1000万円を超える状況になったのを知りました。コロナ禍により停滞していた観光客の入り込みが復活しているのですが、この税目による歳入は今後も増大していくものと考えます。

しかるに、これに対応する歳出ですが、我が町はこれを私が議員になった33年前に確認して以来ずっと一般財源として扱い、地方税における目的税としての用途を設定してこなかったのであります。

入湯税とは市町村が温泉施設を運用し施設の整備や観光振興など観光促進などの温泉に関する目的でかかる費用を温泉の利用者に負担してもらうための税金として、地方に徴税権を付与した目的税としての地方税であるということであります。

我が町の今後の経済の発展を考えると、観光産業は1番伸び代が高いのではなかろうかと考えます。実際、羅臼町ではコロナ禍によって停滞していた新しいホテルの建設が始まっています。中標津空港における観光客の利用度はますます上がってくるだろうと思われます。

一方、業界における取組は各社の温泉の入浴剤を開発したぐらいで、町中に湯のまちのたたずまいを感じさせるものと言え、道路の側溝から上がってくる湯気ぐらいのもので、気の利いたキャッチコピーの看板も、温泉による町民のための健康増進の取組も目にとまりません。

この際、目的税としての入湯税を本来の趣旨に沿った歳出として、関係者の参加を促しアイデアを募り支出を委ね、出湯の郷としての中標津町を積極的に演出すべき時ではないかと考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

【答弁：町長】

議員御質問の入湯税に対応する歳出のありようの検討について御答弁申し上げます。

目的税であります入湯税は地方税法第 701 条の規定によりまして、鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光施設の整備を含む観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯者に対し税を課するものとされております。

当町におきましては、中標津町町税条例により、12 歳未満などの課税免除者を除く鉱泉浴場の入湯客 1 人につき宿泊 1 泊 150 円、日帰り 70 円を課税し、鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者において申告納付をいただいているところであります。

令和 5 年度の入湯税決算額 1241 万 8000 円における充当事業は、環境衛生施設整備、消防施設等整備、観光施設の整備、観光振興に要する経費で、計 4798 万円における一般財源の一部として充当し、その使途状況につきましては、毎年町広報紙 10 月号を通じてお知らせをしているところでございます。

このように入湯税の充当につきましては、地方税法に規定する入湯税の使途に従い、観光施設の整備や観光振興に限らず、環境衛生施設整備や消防施設等整備にも充当し、納税義務者や住民に対しまして説明責任を果たす観点により、それぞれの事業に偏りが生じないようにしているところでございます。

議員御提案の温泉を活用した振興策につきましては、令和 5 年度に一般社団法人なかしべつ観光協会が温泉の町なかしべつ認知度向上を図るため、動画作成やウェブサイトの新設、体験型プログラムと組み合わせるなど事業を実施いたしました。

このような地域戦略は観光や宿泊業など、関連する産業界が連携して足並みをそろえて事業を構築していくことが重要であると考えております。

入湯税の考え方は前段に御答弁申し上げたところでございます。

議員御提案の振興策につきましては、観光振興の枠組みの中で関係団体に働きかけるなど、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。